平成１８年（排）第３２号

排　除　命　令　書

東京都中央区銀座一丁目８番７号
株式会社メディカルコスメティクスジャパン
同代表者　代表取締役　折　原　正　彦

公正取引委員会は，上記の者に対し，不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」という。）第６条第１項の規定に基づき，次のとおり命令する。

主　　文

１　株式会社メディカルコスメティクスジャパンは，「ロイヤル・ルイズ・ルテイン」と称するアントシアニンを含有するカプセル状の食品（内容物が５００ミリグラムのカプセルが３１粒入ったもの）の取引に関し，一般消費者の誤認を排除するために，平成１７年４月ころから平成１８年４月ころまでの間当該食品の包装袋において，平成１７年４月ころ一般消費者に送付したダイレクトメールにおいて，また，平成１７年１０月ころ当該食品を購入した一般消費者に送付したチラシにおいて行った，当該食品１粒分に含まれるアントシアニンの量が，当該食品１粒分に含まれるブルーベリー果実を精製し粉末にしたもの（１８０ミリグラム）の１パーセント程度に相当する量にすぎないものであるにもかかわらず，あたかも，当該食品１粒分に含まれるビルベリー果実を精製し粉末にしたものの３６パーセントに相当する量のアントシアニンが含まれているかのように示す表示は，事実と異なるものであり，かかる表示は，当該食品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すものである旨を速やかに公示しなければならない。この公示の方法については，あらかじめ，当委員会の承認を受けなければならない。

２　株式会社メディカルコスメティクスジャパンは，今後，

「ロイヤル・ルイズ・ルテイン」と称するアントシアニンを含有するカプセル状の食品又はこれと同種の食品の取引に関し，前項の表示と同様の表示を行うことにより，当該食品の内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示す表示をしてはならない。

3　株式会社メディカルコスメティクスジャパンは，第１項に基づいて行った公示について，速やかに文書をもって当委員会に報告しなければならない。

事　　実

1　株式会社メディカルコスメティクスジャパン（以下「メディカルコスメティクスジャパン」という。）は，肩書地に本店を置き，健康食品等の製造販売業を営む事業者である。

2 (1) メディカルコスメティクスジャパンは，平成１７年４月ころから平成１８年４月ころまでの間，「ロイヤル・ルイズ・ルテイン」と称するアントシアニンを含有するカプセル状の食品（内容物が５００ミリグラムのカプセルが３１粒入ったもの。以下「ロイヤル・ルイズ」という。）について，ダイレクトメール及びチラシを一般消費者に送付するなどして，一般消費者から専用はがき，電話等により注文を受け付け，これを販売していた。

(2) ロイヤル・ルイズは，ブルーベリー果実を精製し粉末にしたもの（以下「ブルーベリーエキス」という。）及びコーン油等を原料とする内容物を，ゼラチン及びグリセリンを原料とするカプセルで包み込んだものである。

(3) メディカルコスメティクスジャパンが一般消費者に送付した前記（1）のダイレクトメール及びチラシには，株式会社日本通販サービスの名称が記載されているが，同社はメディカルコスメティクスジャパンの代表者である個人が株式を１００パーセント所有する事業者であり，かつ，従業員を有さず事業活動を行っていないものであって，ロイヤル・ルイズの販売は，当該ダイレクトメール及びチラシの記載内容の決定を含め，メディカルコスメティクスジャパンが行っていた。

3　アントシアニンは，ブルーベリー，ビルベリー等の果実に多く含まれている植物成分であり，一般的に眼精疲労の改善，視覚機能の向上等に効果があるといわれている。

４　メディカルコスメティクスジャパンは，ロイヤル・ルイズについて

(1) 平成１７年４月ころから平成１８年４月ころまでの間，ロイヤル･ルイズの包装袋の表面（別添写し１(1)）に「北欧産　野生種ビルベリー　１８０ｍｇ（アントシアニン３６％）」と，また，当該包装袋の裏面（別添写し１(2)）に「ビルベリーエキス（アントシアニン３６％）１粒中１８０ｍｇを主成分とし、ルテイン含有マリーゴールドには、ルテイン１０ｍｇが含まれています。」と

(2) 平成１７年４月ころ，一般消費者に送付したダイレクトメール（別添写し２）において，「目の健康のために、最高の逸品ができました！」，「北欧産ビルベリー１８０ｍｇ」と記載の上，「北欧産　野生種ビルベリー　１８０ｍｇ（アントシアニン３６％）」と

(3) 平成１７年１０月ころ，ロイヤル・ルイズを購入した一般消費者に当該商品を送付した際，当該商品に同封したチラシ（別添写し３）において，「１粒に北欧産野生種ビルベリー１８０ｍｇと濃縮ルテイン１０ｍｇを凝縮！」，「ブルーベリー＆ルテインの高純度・高品質に注目！！」，「１００％北欧産ビルベリー１８０ｍｇ　一般栽培種ブルーベリーに比べアントシアニン含有量は５倍！」と記載の上，「北欧産　野生種ビルベリー　１８０ｍｇ（アントシアニン３６％）」と

それぞれ記載することにより，あたかも，ロイヤル・ルイズ１粒分には，当該１粒分に１８０ミリグラム含まれるビルベリー果実を精製し粉末にしたものの３６パーセントに相当する量のアントシアニンが含まれているかのように示す表示をしていたが，実際には，ロイヤル・ルイズに使用している原料はビルベリー果実を精製し粉末にしたものではなくブルーベリーエキスであるところ，ロイヤル・ルイズ１粒分に含まれるアントシアニンの量は，当該１粒分に１８０ミリグラム含まれるブルーベリーエキスの１パーセント程度に相当する量にすぎないものであった。

５　本件について，当委員会が調査を開始したところ，メディカルコスメティクスジャパンは，平成１８年４月ころに，ロイヤル・ルイズの販売を中止した。

法　令　の　適　用

上記事実によれば，メディカルコスメティクスジャパンは，ロイヤル・ルイズの内容について，一般消費者に対し，実際のものよりも著しく優良であると示すこと

により，不当に顧客を誘引し，公正な競争を阻害するおそれがあると認められる表示をしていたものであって，かかる行為は，景品表示法第４条第１項第１号の規定に違反するものである。

よって，主文のとおり命令する。

平成１８年１２月１３日

公　正　取　引　委　員　会

委員長　竹　島　一　彦

委　員　柴　田　愛　子

委　員　三　谷　　紘

委　員　山　田　昭　雄

委　員　濱　崎　恭　生